

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>覚せい剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚せい剤原料に指定する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 二・六―ジアミノ―N―（―フェニルプロパン―ニ―イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含むする物</p>	<p>覚せい剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚せい剤原料に指定する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>